乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

［略］

C'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c'＋ d'）× 1.090

算式の符号

c'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

d'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

［略］

D'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額から令和５年度の市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額を控除した額に 1.000 を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

E'　令和５年度の市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に 1.071 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

G　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

H　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｈに同じ。

［略］

３　法附則第七条の二第１項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（Ａ× 1.015）－（Ｂ× 1.031）｝×α× 0.988 ＋（Ｃ× 1.028）×α＋（Ｄ＋Ｄ'）× 0.988 －Ｅ－Ｆ

Ａ× 1.015、Ｂ× 1.031、｛（Ａ× 1.015）－（Ｂ× 1.031）｝×α、｛（Ａ× 1.015）－（Ｂ× 1.031）｝×α× 0.988、Ｃ× 1.028、（Ｃ× 1.028）×α及び（Ｄ＋Ｄ'）× 0.988 に整数未満の

（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

［同左］

C'　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c'＋ d'）× 1.020

算式の符号

c'　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

d'　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

［同左］

D'　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額から市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額を控除した額に 1.000 を乗じて得た額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

E'　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合計額に 1.001 を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

F'　地方税法附則第５条の４及び第５条の４の２の規定に基づく当該年度の５月末現在における道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した当該都道府県内の各指定都市の額の合計額

G　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

［同左］

３　法附則第七条の二第１項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（Ａ× 1.005）－（Ｂ× 1.008）｝×α× 0.986 ＋（Ｃ× 1.044）×α＋（Ｄ＋Ｄ'）× 0.986

Ａ× 1.005、Ｂ× 1.008、｛（Ａ× 1.005）－（Ｂ× 1.008）｝×α、｛（Ａ× 1.005）－（Ｂ× 1.008）｝×α× 0.986、Ｃ× 1.044、（Ｃ× 1.044）×α及び（Ｄ＋Ｄ'）× 0.986 に整数未満の